四半期報告書

(第39期第1四半期)

株式会社 幸樂苑

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期 レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に 綴じ込んでおります。

目 次

,我们就是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个
【表紙】 1
第一部 【企業情報】2
第1 【企業の概況】2
1 【主要な経営指標等の推移】2
2 【事業の内容】3
3 【関係会社の状況】3
4 【従業員の状況】3
第 2 【事業の状況】4
1 【生産、受注及び販売の状況】4
2 【経営上の重要な契約等】5
3 【財政状態及び経営成績の分析】6
第3 【設備の状況】15
第4 【提出会社の状況】16
1 【株式等の状況】16
2 【株価の推移】20
3 【役員の状況】20
第 5 【経理の状況】21
1 【四半期連結財務諸表】22
2 【その他】32
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第39期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月

30日)

【英訳名】 KOURAKUEN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井田 傳

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町金屋字川久保1番地1

(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っ

ております。)

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 久保田 祐 一

【最寄りの連絡場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【電話番号】 024(943)3368

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 久保田 祐 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第39期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第38期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(千円)	8, 307, 779	32, 915, 091
経常利益	(千円)	241, 079	1, 507, 649
四半期(当期)純利益	(千円)	112, 636	321, 029
純資産額	(千円)	8, 167, 484	8, 218, 172
総資産額	(千円)	20, 426, 979	20, 893, 795
1株当たり純資産額	(円)	499. 82	502.88
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	6. 92	19.74
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	6. 24	17. 68
自己資本比率	(%)	39. 77	39. 12
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△69, 091	1, 340, 301
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1, 334, 427	△762, 179
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△328, 555	△1, 044, 256
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	2, 280, 414	1, 343, 634
従業員数	(名)	1, 034	976

⁽注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)にて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

	1794=- 1 - 74 1 - 321=
従業員数(名)	1,034 (2,968)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
 - 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日7.75時間換算)であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	1,030	(2,967)
---------	-------	---------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
 - 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員(1日7.75時間換算)であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりで あります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(千円)
ラーメン事業	1, 054, 140
その他外食事業	_
その他の事業	_
合計	1, 054, 140

- (注) 1 上記の金額は、製造原価で表示しております。 2 金額の記載については、消費税等抜きで表示しております。

(2) 受注実績

当社は店舗の売上計画に基づき見込生産を行っておりますので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(千円)
ラーメン事業	8, 203, 633
その他外食事業	75, 703
その他の事業	28, 442
合計	8, 307, 779

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
 - 2 主要顧客(総販売実績に対する割合が10%以上)に該当するものはありません。
 - 3 直営店売上についての地域別販売実績は、次のとおりであります。

地域別	金額(千円)
福島県	786, 038
宮城県	734, 181
山形県	188, 531
栃木県	357, 985
新潟県	198, 958
茨城県	551, 108
群馬県	197, 119
埼玉県	844, 612
千葉県	769, 024
東京都	613, 331
神奈川県	479, 900
秋田県	160, 387
静岡県	348, 528
山梨県	92, 641
愛知県	520, 437
三重県	152, 729
岐阜県	128, 811
長野県	151, 126
京都府	19, 946
滋賀県	39, 759
大阪府	161, 373
奈良県	37, 242
石川県	31, 883
富山県	56, 254
兵庫県	128, 391
岩手県	69, 527
青森県	115, 349
福井県	56, 955
和歌山県	9, 814
合計	8, 001, 951

⁴ 金額の記載については、消費税等抜きで表示しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ (当社及び連結子会社) が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界経済の減速懸念や急激な円高の進行、原油価格の高騰等から、先行きの不透明感が増大しております。一方、賃金の伸び悩みに加え、原油価格及び原材料価格の高騰による生活必需品の値上げ等の影響により、個人消費が低調に推移いたしました。

外食産業におきましても、競合他社との競争激化や個人消費低迷に伴う外食機会の減少、原材料価格 高騰によるコスト高、人手不足や人材難が拡がっており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中で、当社グループは、事業の拡大を推し進めるとともに、収益性及び利益率の改善を重要課題として、店舗の営業利益率向上に向けた諸施策を実施してまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の業績につきましては、売上高は8,307百万円となりました。 利益面につきましては、営業利益は255百万円、経常利益は241百万円、四半期純利益は112百万円となりました。

また、当第1四半期連結会計期間末のグループ店舗数は416店舗(前年同期比48店舗増)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであり、金額についてはセグメント間の内部売上高又は 振替高を含んで表示しております。

ラーメン事業

ラーメン事業においては、客数の増加を目的とした品質向上対策の一環として、スープの全面的な見直しを実施し、さらなる品質(味・品温管理等)の安定・向上に取り組んでまいりました。また、客単価向上を目的とし、主力サイド商品であるギョーザ・チャーハン併売率アップのための調理方法見直しを実施するとともに、デザート商品の販売促進を実施してまいりました。さらに、セットメニューとして「定食メニュー」の実験を拡大させ、新たな業態の開発に向けて着手してまいりました。この結果、当第1四半期における直営既存店の客単価は、前年同期比0.2%の増加となりましたが、厳しい経営環境の影響を受け、直営既存店の客数は、前年同期比4.2%の減少となりました。

店舗展開につきましては、新規に直営店「幸楽苑」14店舗、「天下無双」1店舗、計15店舗を出店いたしました。地域別には、既存商勢圏の関東、東北を中心とした出店となり、茨城県へ4店舗、新潟県へ2店舗、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、山梨県、愛知県、京都府及び兵庫県へ各1店舗、新商勢圏となる和歌山県へ1店舗出店いたしました。この結果、当第1四半期末の店舗数は、直営店388店舗、フランチャイズ加盟店25店舗の合計店舗数413店舗(前年同期比49店舗増)となり、業態別には「幸楽苑」409店舗、「天下無双」4店舗となりました。

生産設備関連では、店舗作業の軽減、生産効率及び品質の向上を目的として、これまで店舗で行なっていた仕込作業の一部を自社工場生産ラインに持ち込み、ベース類の生産方法を変更いたしました。これにより工場での集中的な仕込作業が可能となり、原価低減・店舗人件費率低減に繋がっております。

この結果、売上高は8,203百万円となり、営業利益は426百万円となりました。

その他外食事業

その他外食事業においては、うどん及び和食に特化し、組織変更による店舗運営体制の見直し・活性化を行うことで、来店頻度の向上と利益率の改善に努めてまいりました。

店舗展開につきましては、既存店の活性化を重視し、新規出店を抑制しており、当第1四半期末の店舗数は、直営店3店舗(前年同期比1店舗減)、業態別には「和風厨房伝八」3店舗となっております。

この結果、店舗のスクラップ等により売上高は75百万円となり、営業損失は0.3百万円となりました。

その他の事業

その他の事業は、建築施工管理及び厨房機器等の販売、損害保険及び生命保険の代理店業務、広告 代理店業務から成っております。

グループ内の販売促進活動の強化により、広告代理店業務の売上高が増加したことから、売上高は 162百万円となり、営業利益は25百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産の残高は、前連結会計年度末に比べ466百万円減少し、20,426百万円(前連結会計年度比2.2%減)となりました。主な減少要因は、次のとおりであります。

流動資産につきましては、現金及び預金が前連結会計年度末に比べ701百万円減少し、2,375百万円 (同22.7%減)となりました。これは、新規出店等の投資支出によるものであります。

固定資産につきましては、有形固定資産は前連結会計年度末に比べ178百万円増加し、9,802百万円 (同1.8%増)となりました。これは、新規出店等の設備投資によるものであります。

(負債)

第1四半期連結会計期間末における負債の残高は、前連結会計年度末に比べ416百万円減少し、 12,259百万円(前連結会計年度比3.2%減)となりました。主な減少要因は、次のとおりであります。

一年内返済長期借入金及び長期借入金の合計額が前連結会計年度末に比べ165百万円減少し、4,722百万円(同3.3%減)となりました。これは、契約上の約定返済によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ50百万円減少し、8,167百万円(前連結会計年度比0.6%減)となりました。これは、剰余金の配当等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ936百万円増加し、2,280百万円となりました。これは、営業活動によるキャッシュ・フローが法人税等の支払額等により△69百万円、投資活動によるキャッシュ・フローが定期性預金の払出等により1,334百万円、財務活動によるキャッシュ・フローが配当金の支払額等により△328百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その 内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社グループは、平成20年5月13日開催の取締役会において、会社法施行規則第127条に規定される「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。)を改訂するとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的に、買収防衛策として「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本対応策」といいます。)の導入について決議し、平成20年6月20日開催の当社第38期定時株主総会における承認を得て導入されました。

会社の支配に関する基本方針の内容

当社は昭和29年の創業以来、個々人で嗜好が分かれるため全国展開は難しいと考えられていたラーメンを、誰にでも親しめる日常食の「らーめん」ととらえることでチェーンストア化を図った結果、全国28都府県に401店舗出店(平成20年3月末日現在)し、平成19年2月の京都工場の新設で、グループ1,000店舗体制を供給面で確保すると同時に関西以西への足場を築きました。このように当社が成長してこられましたのも、数多くの株主の皆様方、投資家の方々、お客様、お取引先、従業員等々のご支援の賜物であると感謝するとともに、今後も成長を持続させることで皆様方との共栄を祈念するものです。当社が皆様方からこれまでのご支援をいただけたのも、当社の経営理念・当社の企業価値・当社が目指して来た皆様方との関係構築が皆様方に評価・賛同をいただけたからと考えております。

当社のこの様な来歴を鑑み、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、次の様な取組みを実施しております。

当社グループは、当社の企業価値の源泉をさらに高めるため、平成21年3月期を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。

この中期経営計画の経営方針は、

イ チェーンストア経営を目指し、直営店を基本とした多店舗展開を推進する。

中期目標として2年以内に500店舗、長期目標として10年以内に1,000店舗達成を目指す。

ロ 集中出店によりドミナント・エリアを確立する。

新たな出店形態の開発を強化し、さらにドミナント・エリアを確立する。

ハニーズに合った商品を提供する。

出店エリアや出店形態に合わせた商品を開発する。

ニ 内製化比率を向上させ、原価低減を図る。

自社製造工場の稼動率向上と自社内加工製品の拡充。

ホ 人材確保・育成システムの充実を図る。

グループ1,000店舗体制に向け、労働力の確保・女性の社会進出の一環として、パートナーからの正社員登用・女性店長の育成を積極的に実施するとともに、キャリア・キープ制度(女性社員の出産・育児後の職場復帰制度)等の導入を図り、労働環境を改善し、人材の確保に努める。

また、長期数値目標値として、経常利益率10%、投下資本利益率(ROI)20%以上、自己資本利益率(ROE)10%以上を掲げ、経営効率の改善に努めてまいります。また、このような施策をより機動的かつ効率的に推し進めていくことにより、社会のインフラ企業(『幸楽苑があって良かった』、『幸楽苑がないと困る』)として認められることが、当社グループの企業価値の源泉をさらに高め、ひいては株主の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーの利益につながると確信しております。

本対応策の内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み)

イ 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、結果として特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、または既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為(いずれについても買付、買増の方法の如何は問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」といいます。)とします。

ロ 大規模買付ルールの内容

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載し、提出していただきます。

当社はこの意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)の提出を求めます。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって 異なりますが、当初提出いただいた情報を精査した結果、当該大規模買付提案の内容・効果 を、株主の皆様及び当社取締役会が理解する上で不十分と認められる場合には、当社取締役 会は大規模買付者に対して大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

また、大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示いたします。さらに、 当社取締役会に提案された大規模買付情報、当社取締役会の当該大規模買付提案への評価内 容等は、当社株主の皆様の判断の必要性を考慮し適宜開示いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日以内(対価を現金(円貨)のみとする買付の場合)または90日以内(その他の対価の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉する事も想定されますし、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

ハ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、大規模買付行為に対する対抗措置 は講じません。仮に当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であった場合も、当該買付提 案についての反対意見を表明し、代替案の提示を行うことも想定されますが、株主の皆様が 大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案 に対する意見や代替案をご検討の上、株主の皆様ご自身にご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社 の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外 的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

ニ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置(以下、「対抗措置」といいます。)を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置については、その時点で適切と当社取締役会が判断したものを選択することとなります。

対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続き

イ 独立委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本対応策を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することといたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している社外監査役、または社外有識者等から選任します。

ロ対抗措置発動の手続

対抗措置をとる場合には、その合理性・客観性を担保するために、当社取締役会は、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問するものとします。独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の発動の是非についての取締役会評価期間の期限の遅くとも7日前までに当社取締役会に対して勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。なお、当社が対抗措置を講じるか否かの判断を決定した場合は、その内容を独立委員会の勧告内容と併せて株主の皆様に速やかに開示いたします。

ハ 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止または変更などを行うことがあります。例えば対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなどの理由により当初予定していた対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、新株予約権の行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、無償割当の中止、または無償割当後においては、当該新株予約権を当社が無償取得することにより対抗措置の停止を行うことができるものとします。(なお、当該新株予約権を当社が無償取得した場合、当社は、同新株予約権を速やかに消却いたします。)このような対抗措置の停止または変更を行う場合は、速やかに開示いたします。

本対応策の適用開始、有効期限、継続及び廃止

本対応策の有効期限は、1年間(平成21年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで)といたします。以降、本対応策の継続(一部修正した上での継続を含みます。)に関しましては、次年度の定時株主総会の承認を経ることといたします。当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても関連法令、東京証券取引所が定める上場規則等の変更、またはこれらの解釈、運用の変更があった場合に必要と認められる範囲内で、独立委員会の承認を得た上で本対応策を修正または変更する場合がございます。また、本対応策はその有効期間中であっても、株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で、本対応策は廃止されるものとします。

当社は本対応策の継続・変更・廃止等を決定した場合には、その旨を速やかに株主の皆様にお知らせします。

本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

イ 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

会社の支配に関する基本方針の要旨は、当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り 方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・ 向上させる者でなければならないというものです。

本対応策は、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築しました。本対応策により、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態理解をしているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながることになるのか等を検討することで当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセス及び結果を投資家の皆様に開示いたします。

従いまして、本対応策は会社の支配に関する基本方針に十分沿うものと判断しております。

ロ 本対応策が当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的 に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗 措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株 主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しており、本対応策が株主の皆様の共同の利 益を損なうことはないものと判断しております。

ハ 本対応策が当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入することは、得てして取締役(会)の保身と受取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本対応策の効力発生は株主総会での承認を条件としておりますし、本対応策の継続または廃止に関しましても株主総会の決定に従います。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために外部者により構成する独立委員会のシステムを導入しております。

以上により、本対応策が当社の取締役の地位の維持を目的としたものではないかとの疑義を払拭するためのシステムを組み込んだものとなっているものと判断しております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は13百万円であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境は、少子高齢化及び個人消費低迷に伴う外食市場成長率の鈍化に加え、外食他企業との競合のみならず、弁当・惣菜類を扱うコンビニエンスストア、スーパーマーケット、宅配事業等との競合が激化しています。また、原油価格及び原材料価格の高騰等のコスト高による収益性の悪化、人手不足や人材難による労働環境の悪化懸念が増大する等、厳しい経営環境が続いております。

当社グループといたしましては、これらの状況を踏まえて、平成21年3月期(第39期)を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定し、次の経営政策に重点を置くことで経営成績の向上に努めてまいります。

作業システム"改革"による「生産性効率の改善」と「人材確保」

1,000店舗体制に向けた出店戦略

店舗力強化による既存店客数の回復と新規顧客の獲得

商品力強化によるマーケットシェアの拡大

マーチャンダイジングシステムの再構築

なお、当社グループの経営成績に重要な影響を与える具体的な要因は、次のとおりとなります。

1. 当社グループの事業展開について

ラーメン事業への依存度の高さ

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成され、ラーメン店及び和食店のチェーン展開による外食事業を主たる事業としております。このほか、損害保険及び生命保険の代理店業務、フランチャイズ加盟店向け食材等の販売、建築の施工管理及び厨房機器の販売、広告代理店業務等の事業を営んでおりますが、事業の種類別セグメント売上高比率では、「ラーメン事業」が90%を越える高い水準にあります。このことから、国内景気の悪化・低迷等の外的要因、あるいは、当社グループ固有の問題発生等により、当該事業の展開に何らかの支障が生じた場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

営業戦略について

当連結会計年度末現在、当社グループが事業を展開している地域は、29都府県に及んでおります。当社グループは、今後とも、店舗の商圏が隣接するようなドミナント出店方式をとることにより、出店地域のマーケットシェアを高めていく方針であり、新たな商圏にも進出する方針であります。しかしながら、国内の景気・消費動向や進出予定地域の消費者嗜好等によっては、地域戦略を変更する可能性があります。

出店政策について

当社グループの長期目標となる1,000店舗体制の確立に向け、今後も積極的な出店を継続して参ります。出店にあたっては、事前のマーケティング調査を十分実施するとともに、社内基準にしたがった店舗開発を推進していく方針でありますが、新設した店舗が計画どおりの収益を計上できず、投下資本の回収に時間を要した場合等には、有利子負債残高の増加が負担となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

食材の生産及び仕入体制について

当社グループは、麺や餃子等の主要食材については、自社3工場での集中生産体制をとっております。3工場は現在のところ約1,000店舗分の食材供給能力を備えており、生産面及び物流面の支障は発生しておりません。しかしながら、各生産工場における不測の事態発生等に伴う生産能力の低下等により、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

また、その他の食材につきましては、世界各地から品質の高い食材をより低コストで購買できる 体制を構築しておりますが、世界的な食糧不足に伴う原材料価格の高騰により、当社グループの業 績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保・育成について

現在、当社グループのパートナー(臨時従業員)数は約3,000名であり、業種柄、各店舗の従業員数に占める割合は大きく、今後の店舗展開に比例して、引き続きパートナー数を増加させる見込みであります。これらパートナーの教育は綿密にプログラム化された各種マニュアルに基づき、継続的なOJTを実施しております。しかしながら、新商勢圏においては、知名度の浸透割合が十分とは言い難く、店舗展開に合わせ適時に適切なパートナー等の確保ができず、また、フランチャイズ加盟店を含め十分な技能教育ができなかった場合等には、出店計画の遂行に支障を来たす可能性があるとともに、サービスの質が低下し、顧客満足度の維持が困難となること等から、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 法的規制等について

法的規制について

当社グループが営んでいる外食事業に関する主たる法的規制には、食品の規格・添加物・衛生監視・営業許可等を定めた「食品衛生法」、工場・事業場の排水規制を定めた「水質汚濁防止法」、浄化槽の設置等を定めた「浄化槽法」、欠陥製造物からの消費者保護を目的とした「製造物責任法(PL法)」、並びに食品廃棄物の再生・抑制等を定めた「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」等があります。これらの法的規制が強化された場合には、設備投資等の新たな費用が発生・増加すること等により、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

食品の衛生管理について

当社グループは、安全な食品を提供するために、法定の食品衛生検査に加え、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point system: 危害分析重要管理方式/食品製造工程の品質管理プログラムの一つ)の考え方を基本とした衛生安全対策を、マニュアルに基づき実施することにより、衛生管理を徹底しております。当社グループでは、過去において食中毒等の衛生管理上の問題が発生した事例はありません。しかしながら、今後において当社グループ固有の衛生問題が発生した場合、あるいは、他の外食事業者の衛生管理の不手際に基づく連鎖的風評被害、原料メーカー等における無認可添加物の使用等による食品製造工程に対する不信、BSE(狂牛病)・口蹄疫・輸入野菜の農薬残留等の食物の安全性に対する問題、並びにそれらを監督する行政に対する社会全般的な問題等、各種の衛生上の問題が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 競合について

当社グループの属する外食産業においては、同業他社との競合に加え、弁当・惣菜類を扱う食品小売業や宅配事業との競合も激化しております。これらの競合による品質の向上及びサービスレベルの改善等に伴うコストの増加、並びに販売価格の更なる引き下げ圧力による利幅の低下等が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 株式希薄化について

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権を発行しております。この新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することにより、短期的な需給バランスの変動が発生し、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

今後とも外食産業を取り巻く経営環境は厳しい状況が見込まれますが、当社グループは、中期経営計画に基づく経営政策を推進するとともに、

- ・ 経常利益率 10%以上
- · 投下資本利益率 (ROI) 20%以上
- · 自己資本利益率 (ROE) 10%以上

を長期目標とし、出店エリアの拡大とドミナント化を積極的に推し進め、グループ1,000店舗体制に向けた店舗展開を推進するとともに、コミッサリー(食品加工工場)での大量生産システムをさらに強化し、価格競争力のある製造直販業として、効率的な経営体制の確立に取り組んでまいります。また、今後ともお客様の立場で、より高品質で低価格な商品を良質なサービスにより提供し、顧客満足度の高い、魅力ある企業として邁進し、企業価値を増大させるべく経営効率を高めてまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。なお、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、拡充等のうち、当第1四半期連結会計期間に完成したものは次のとおりであります。

新設

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	取得価額 (千円)	完成年月	完成後の 増加能力
(株)幸楽苑 新利根COM店他14店	茨城県 稲敷市他	ラーメン	新設店舗	(注)1 382,806	平成20年4月~平成20年6月	790席
(株)幸楽苑 京都工場	京都府 京田辺市	ラーメン	排水処理施設	49, 900	平成20年 6 月	_

⁽注) 1 取得価額には、建設協力金等115,218千円を含んでおります。

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充等の計画はありません。

² 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40, 000, 000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16, 268, 441	16, 268, 441	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決株式であり、権利内 容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式
計	16, 268, 441	16, 268, 441	_	_

⁽注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により 発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権

平成19年度新株予約権(平成19年9月12日付与)					
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)				
新株予約権の数	8,600個 (注)1				
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式				
新株予約権の目的となる株式の数	860,000株 (注)2				
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり1,188円 (注)3、4				
新株予約権の行使期間	自 平成19年10月1日 至 平成22年9月30日				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,188円 資本組入額 594円				
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の割当日時点において、当社又は当社子会社の取締役及び従業員の地位にあり、新株予約権のでは時点には従業員の地位に社会とを要する。但し、新株予約権者が、当社又は出ることを要する。但し、新株予約権者がにより退任した場合、当社又は当社子会社のできるとである。といるのとは当社のといるのとする。新株予約権者の相続人による新株予約権ののとする。新株予約権の割当個数の全部又は一部株予約権の行使は、割り当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。その他新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。				
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締 役会の決議による承認を要するものとする。				
代用払込みに関する事項	_				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5				
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6				

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
 - 2 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする

調整後付与株式数=調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3 新株予約権の割当日後に、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

4 新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき、時価を下回る価額で株式を発行し又は自己の株式を処分する場合(会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換(取得)、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数+ 新株発行(処分)株式数×1株あたり払込金額 新株式発行(処分)前の1株当たり株価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × -

既発行株式数+新株発行(処分)株式数

- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収合併、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第263条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編対象会社新株予約権」という。)を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
 - 新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権 の権利行使期間の満了までとする。
- (6) 再編対象会社新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

増加する資本準備金の額は、上記 に記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の取得条件 注6 に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合には、当社取締役会の決議がなされた場合)、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社はその有する未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。

上記 及び の場合における手続は、当社が定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日~ 平成20年6月30日	_	16, 268, 441		2, 661, 662		2, 608, 070

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

	<u> </u>		///LEO G /1 OI H /ULL
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 13,600	_	権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式16, 173, 200	161, 732	同上
単元未満株式	普通株式 81,641	_	同上
発行済株式総数	16, 268, 441	_	_
総株主の議決権	_	161, 732	_

⁽注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株(議決権13個)含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社幸楽苑	福島県郡山市田村町金屋字川久保1-1	13, 600	_	13, 600	0.08
計	_	13, 600	_	13, 600	0.08

^{2 「}単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式59株及び証券保管振替機構名義の株式45株が含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	1, 133	1, 118	1, 103
最低(円)	1, 100	1,084	1,079

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役	取締役社長室長	室井 一訓	平成20年8月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:千円)

		(十四・111)
	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,375,014	3,076,234
売掛金	126,143	119,851
たな卸資産	¹ 275,777	¹ 216,169
その他	585,586	648,461
流動資産合計	3,362,522	4,060,716
固定資産	•	
有形固定資産		
建物(純額)	² 4,885,090	² 4,756,586
土地	3,954,241	3,954,241
その他(純額)	2 962,882	² 913,167
有形固定資産合計	9,802,214	9,623,996
無形固定資産	148,303	144,425
投資その他の資産		
建設協力金	3,083,451	3,050,145
敷金及び保証金	2,272,114	2,245,675
その他	1,759,422	1,769,921
貸倒引当金	1,050	1,085
投資その他の資産合計	7,113,938	7,064,657
固定資産合計	17,064,456	16,833,078
資産合計	20,426,979	20,893,795
負債の部		
流動負債		
置掛金	1,708,130	1,709,309
1年内返済予定の長期借入金	1,262,292	1,263,552
1年内償還予定の社債	2,420,000	2,420,000
未払法人税等	69,951	437,703
その他	2,644,617	2,477,108
流動負債合計	8,104,991	8,307,674
固定負債		
長期借入金	3,460,288	3,624,916
退職給付引当金	950	2,904
その他	693,264	740,127
固定負債合計	4,154,503	4,367,947
負債合計	12,259,494	12,675,622

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,661,662	2,661,662
資本剰余金	2,658,148	2,658,148
利益剰余金	2,823,074	2,872,985
自己株式	19,217	19,097
株主資本合計	8,123,667	8,173,698
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	817	574
評価・換算差額等合計	817	574
新株予約権	43,000	43,900
純資産合計	8,167,484	8,218,172
負債純資産合計	20,426,979	20,893,795

(2)【四半期連結損益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	(単位・1円)
	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	8, 307, 779
売上原価	2, 465, 746
売上総利益	5, 842, 032
販売費及び一般管理費	* 5,586,406
営業利益	255, 626
営業外収益	
受取利息	18, 233
固定資産賃貸料	15, 270
協賛金収入	18, 300
その他	14, 742
営業外収益合計	66, 546
営業外費用	
支払利息	20, 085
シンジケートローン手数料	41, 865
その他	19, 143
営業外費用合計	81, 093
経常利益	241, 079
特別利益	
投資有価証券評価損戻入益	20, 139
その他	900
特別利益合計	21, 039
特別損失	
投資有価証券評価損	10, 952
減損損失	8, 915
その他	3, 750
特別損失合計	23, 618
税金等調整前四半期純利益	238, 500
法人税、住民税及び事業税	50, 180
法人税等調整額	75, 683
法人税等合計	125, 863
四半期純利益	112, 636

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	王 平成20年 0 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	238, 500
減価償却費	155, 203
減損損失	8, 915
受取利息及び受取配当金	△21, 153
支払利息	20, 085
シンジケートローン関係諸費用	41, 865
売上債権の増減額 (△は増加)	△6, 292
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△59, 608
仕入債務の増減額 (△は減少)	76, 724
未払費用の増減額 (△は減少)	△103, 862
その他	△26, 498
小計	323, 879
利息及び配当金の受取額	10, 922
利息の支払額	$\triangle 9,468$
法人税等の支払額	△394, 424
営業活動によるキャッシュ・フロー	△69, 091
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△54, 000
定期預金の払戻による収入	1, 692, 000
有形固定資産の取得による支出	△221, 719
敷金及び保証金の差入による支出	△46, 948
敷金及び保証金の回収による収入	20, 510
建設協力金の支払による支出	△116, 930
建設協力金の回収による収入	77, 185
その他	△15, 670
投資活動によるキャッシュ・フロー	1, 334, 427
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△165, 888
配当金の支払額	\triangle 162, 547
その他	△120
財務活動によるキャッシュ・フロー	\triangle 328, 555
現金及び現金同等物に係る換算差額	_
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	936, 779
現金及び現金同等物の期首残高	1, 343, 634
現金及び現金同等物の四半期末残高	2, 280, 414

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

会計処理の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会 計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準 第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用 し、評価基準については、原価法から原価法(収 益の低下による簿価切下げの方法) に変更してお ります。

この変更に伴う損益に与える影響はありませ

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間

(自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日)

有形固定資産の耐用年数の変更

当社の機械装置については、従来、耐用年数を7~ 15年としておりましたが、当第1四半期連結会計期間 より法人税法の改正を契機とし見直しを行い、5~10 年に変更しております。

さらに、構築物においても同様の変更をしており、 従来、耐用年数30年のものを18年に変更しておりま

これによる損益に与える影響及びセグメントに与え る影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

	当第1四半期連結会計期間	引末		前連結会計年度末	
	(平成20年6月30日)			(平成20年3月31日)	
1	たな卸資産の内訳		1	たな卸資産の内訳	
	製品	116,094千円		製品	62,249千円
	原材料	142, 887		原材料	145, 943
	仕掛品	4, 980		仕掛品	5, 908
	貯蔵品	11, 814		貯蔵品	2,067
2	有形固定資産の減価償却累計額		2	有形固定資産の減価償却累計額	
		3,565,212千円			3,441,316千円
3	コミットメントライン契約				
	当社は、機動的な資金調達を行うた	こめに取引金融機			
Į.	関15行との間で、コミットメントライ	イン契約を締結し			
-	ております。この契約に基づく当第1	1 四半期連結会計			
ļ	期間末の借入実行残高は次のとおりて	であります。			
	コミットメントラインの総額	3,000,000千円			
	借入実行残高				
	差引額	3,000,000			

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

給料手当 2,530,379千円退職給付費用 32,641賃借料 1,163,199

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金 2,375,014千円

預入期間が3か月超の定期預金 △94,600

現金及び現金同等物 2,280,414

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末	
普通株式(株)	16, 268, 441	

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末	
普通株式(株)	13, 769	

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	平成19年ストック・オプション としての新株予約権	_	_	43, 000

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年4月22日 取締役会決議	普通株式	利益剰余金	162, 547	10	平成20年3月31日	平成20年6月23日

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の 効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの 該当事項はありません。
- 5 株主資本の著しい変動に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

デリバティブ取引にはヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 記載すべき事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

主たる事業である「ラーメン事業」の売上高、営業利益の金額が、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める割合が、いずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 海外売上高がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成20年6月30日)	(平成20年3月31日)
499円82銭	502円88銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	8, 167, 484	8, 218, 172
純資産の部の合計額から 控除する金額(千円)	43,000	43, 900
(うち新株予約権)	(43, 000)	(43, 900)
普通株式に係る純資産額(千円)	8, 124, 484	8, 174, 272
普通株式の発行済株式数(千株)	16, 268	16, 268
普通株式の自己株式数(千株)	13	13
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	16, 254	16, 254

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	6 円92銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	6 円24銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	112, 636
普通株主に帰属しない金額(千円)	_
普通株式に係る四半期純利益(千円)	112, 636
普通株式の期中平均株式数(千株)	16, 254
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	_
普通株式増加数(千株)	1,778
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な 変動がある場合の概要	_

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

多額の資金の借入

当社は、平成20年6月20日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり借入を行いました。

新株予約権付社債の償還資金

借入先

株式会社みずほ銀行をアレン ジャー並びにエージェントと する15金融機関によるシンジ

ケート団

借入金額 1,500,000千円

借入利率 3ヶ月TIBOR連動 借入実行日 平成20年7月4日

返済期限 平成26年3月31日(最終)

担保提供

資産の有無

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月14日

株式会社幸楽苑 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 印 尾 形 克 彦 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 押 野 正 德 印 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 健 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社幸楽苑の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社幸楽苑及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【会社名】 株式会社幸楽苑

【英訳名】 KOURAKUEN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井田 傳

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町金屋字川久保1番地1

(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場

所」で行っております。)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 新井田傳は、当社の第39期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

